

## 意見公募要領

### 1 意見募集対象

「放送法施行規則の一部を改正する省令案」及び「放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン案」について

### 2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、総務省情報流通行政局放送政策課において配付することとします。

### 3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

#### (1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

併せて、意見の内容を保存したコンパクトディスク（CD）を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類：追記型のコンパクトディスク（CD-R）又は書換型のコンパクトディスク（CD-RW）
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

#### (2) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5779

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### (3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : housou\_bosyuu\_\_a t m a r k\_\_soumu. go. jp

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

※ スпамメール防止のため「@」を「\_\_a t m a r k\_\_」表記にしております。送信の際には恐れ入りますが、半角「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※ 添付ファイルは、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルの形式で提出してください(他のファイル形式とする場合には、担当者までお問い合わせください。)

なお、電子メールアドレスの受取可能最大容量は10MBとなっていますので、それを超える場合には、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

## 4 意見提出期限

平成26年10月31日(金) 17:00必着

※ 郵送についても、期限内必着とします。

## 5 留意事項

- ・ 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] に掲載するほか、総務省情報流通行政局放送政策課にて配付します。
- ・ ご記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性(職業又は業種)を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・ また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「放送法施行規則の一部を改正する省令案」及び「放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン案」に対して、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	御意見